消防団への女性の入団促進について(通知)

平成16年2月19日 消防消第38号 各都道府県消防防災主管部長あて 消防庁消防課長

消防団は「自らの地域は自らが守る」という精神に基づく、地域住民を中心とした組織であり、地域防災体制の要として地域密着性、要員動員力及び即時対応力の特性を発揮し、地域の安全確保のための大きな役割を担っていくためには、各地域の実情に応じた消防団員数を確保することが必要です。

消防団の活動は、従来からの消火・警防活動のほか、防火指導や予防啓発等、多様 化しており、幅広い人材が求められるようになっています。

そうした中、消防団の現状を見ると、消防団員総数に占める女性の割合は約1.4%(対前年度比0.1%増)、女性消防団員を確保している消防団は992団(全消防団数の約28%)にとどまっている状況であり(財団法人日本消防協会調べ)、女性消防団員数の増加も図りながら、消防団の充実強化を図ることが重要であります。

特に、被雇用者団員の比率が高くなり、地域防災力の低下が懸念されている状況下において、消防団を充実強化し、地域の安全確保という消防団の役割を果たしていくためには、地域に密着して生活し、地域コミュニティの結びつきといった観点からも、女性団員数の増加が課題であり、女性の消防団への入団を促進し、地域の消防防災力を総合的に高めることが喫緊の課題となっています。

女性の消防団員の確保については、「消防団活動の充実強化について」(平成15年3月18日付消防消第52号消防課長通知)において、各消防団ごとに団員総数の少なくとも1割以上、計10万人の女性消防団員を確保することを目標としており、徐々に増加している状況でありますが、今後、より一層、都道府県、市町村及び消防本部が一体となり、女性消防団員を確保するための効果的な措置を講じていくことが必要です。

ついては、女性消防団員の確保に関して、留意すべき事項を下記のとおり取りま とめましたので、貴都道府県においては、その内容に留意の上、積極的に取り組まれ、 市町村に対し、必要な助言・指導をお願いします。また、併せて、貴都道府県内の市 町村に対してこの旨を速やかに周知されるようお願いします。